

**令和 8 年度 赤い羽根共同募金
社会福祉関係団体・ボランティア団体・NPO 支援事業
実施要領**

1. 趣旨

県域または複数の市区町において、特定のテーマに沿った活動を行う社会福祉関係団体等に対し、共同募金にて助成を実施する事業です。

2. 対象団体

社会福祉事業又は更生保護事業を行う団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO 法人）のうち下記の条件を満たす団体

- （１）兵庫県内に所在し、県域または複数市区町域で活動を行う団体であること
※単一の市区町域で活動を行う団体は対象外となります。
- （２）団体としての活動実績が２年以上あること
※過去に本事業の配分を受けた団体も対象となります。

3. 対象事業

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に兵庫県内にて実施し、下記①～⑤のいずれかのテーマに合致する事業とします。

- ①誰もを受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
例：孤立・排除のない相談支援体制や参加支援に向けた活動
包括的な支援体制づくりに向けた地域住民と専門職の協働活動
福祉意識の醸成・啓発活動
- ②健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
例：多様な住民が参加できる居場所づくり
権利擁護体制づくりや当事者自身による活動
- ③生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援
- ④災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援
例：災害時の支援体制づくりや災害ボランティアが活動しやすい環境の整備
- ⑤生活に困難を抱える人たちへの緊急支援
例：物価高騰やコロナ禍による経済的損失の影響を受け、生活に困窮している世帯への支援

4. 対象経費

今回申請する事業に直接必要な費用を対象とします。

対象外となる経費

- ①団体の運営に係る経費
(職員の人件費、事務所の借上代または改修・補修費、光熱水費、総会・親睦会の経費)
- ②団体の通常活動の一部経費
- ③介護保険事業
- ④本支援事業により既に 3 回助成を受けている事業
- ⑤行政及び他の民間助成団体から助成を受けた事業
※配分決定後に他の民間助成団体から助成が決定した場合、決定を取り消す場合があります。

5. 配分上限額

1 団体あたり 30 万円

(申請事業の実施に関わる経費の 4 / 5 以内) 配分総額 200 万円 (予定)

6. 助成決定までのスケジュール

- ・申請期日 : 令和 8 年 6 月 19 日 (金) 23 : 59 (厳守)
- ・書類選考 : 6 ~ 7 月予定
- ・助成決定時期 : 令和 8 年 8 月予定

※助成決定内容は本会ホームページ等で公開します。

7. 応募方法

上記受付期間内に web 応募フォーム「e 応募」にアクセスし、必要事項をご記入の上、以下 A~J の書類をアップロードしてご送信ください。なお、郵送やメール等による応募は受理しかねます。

- ・応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスについては、下記 URL をご覧ください。

<https://www.akaihane-hyogo.or.jp/application/>

- ・初めて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。
下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。

団体登録には、下記 A 及び B の書類のアップロードが必要となります。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応ができかねる場合がございますので、登録は早めにお済ませください。

なお、e 応募にアップロードできるファイルの容量は、1 ファイルあたり 5MB までとなっております。

- ・「e 応募」団体登録・ログイン画面

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

- ・団体登録に必要な提出書類

※必ず各ファイル名を「A」または「B」で始まる名称に設定してください。

A	団体の定款、会則、規約のいずれか (Word または Excel、PDF)
B	団体の役員名簿 (Word または Excel、PDF)

- ・団体登録後に「e 応募」へログインし、「助成に応募する」より当プログラムを選択し、応募画面にて以下の書類をアップロードしてください。

※必ず各ファイル名を「C」~「I」で始まる名称に設定してください。

C	助成申請書 (Excel)
D	直近の事業報告書 (Word または Excel、PDF)
E	直近の決算書類 (Word または Excel、PDF)
F	直近の事業計画書 (Word または Excel、PDF)
G	直近の収支予算書 (Word または Excel、PDF)

H	実施する事業に係る見積書（10万円以上の物品購入及び工事の施工を予定している場合のみ）※
I	事業に関連する資料（チラシ、広報紙など。最大2種）※任意
J	通帳画像（助成金送金先口座の通帳2頁目の、金融機関名及び支店名、口座番号、口座名義（カナ）が分かる部分の画像。JPEG または PNG、GIF、PDF）

※ 10万円以下の物品購入及び工事施工であっても、応募後に本会から見積書等の提出を求める場合があります。

- ・令和7年度本支援事業で助成を受けている場合は、下記のファイルをメールにて別途ご提出願います。
 - ・事業完了報告書（令和7年度本支援事業で助成を受けて事業を完了している団体のみ。提出済みの場合は不要）
 - ・事業中間報告書（令和7年度本支援事業で助成を受けて事業を完了していない団体のみ）

※様式は本会ホームページからダウンロードが可能です。

8. 交付決定の取り消し・配分金の返還

次の各号のいずれかに該当するときは、配分金の交付の全部又は一部を取り消し、配分金の返還を求めます。

- （1）やむをえない事情により、事業を中止したとき
- （2）その他、この要領に違反したとき

〔お問合せ先〕

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内
 社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：吉田・生田）
 TEL 078-242-4624 FAX 078-242-4625
 ホームページ <http://www.akaihane-hyogo.or.jp/>
 メールアドレス info@akaihane-hyogo.or.jp